

参考資料

◆用語の解説

【あ行】

○E S D

(Education for Sustainable Development) の略で、持続可能な開発のための教育のこと。環境、貧困、人権、平和、開発等の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動

○I C T

(Information and Communication Technology) の略で、情報通信技術のこと。

従来から使われている I T (Information Technology) とほぼ同義語だが、I T の概念をさらに一歩進め、I T = 情報技術に通信コミュニケーション (ネットワーク通信による情報・知識の共有) の重要性を加味した言葉。

森林情報や木材生産情報を「見える化」、「共有化」することなどに活用されている。

○R C 造

(Reinforced Concrete) の略で、柱や梁などの主要構造部に鉄筋の入ったコンクリートを用いた建物

○育成経営体

相当程度の事業量を確保し効率的かつ安定的な林業経営の実現や、主伐後の再造林を実施するなど森林経営の継続性の確保を目指す林業経営体

○育成単層林

木材等生産機能の発揮が特に期待される森林で、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人の手により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ、維持していく。

○育成複層林

継続的な育成管理により多面的機能の発揮が期待される森林で、森林を構成する林木を抜き伐りにより部分的に伐採し、人の手により樹齢や樹高の異なる、複数の樹冠を構成する森林として成立させ、維持していく。

○一貫作業システム

伐採・搬出と連続・並行して地拵え、植栽を実施する作業の仕組み。伐採・搬出に使用した機械を地拵えや苗木運搬に活用し、伐採後、あまり期間を空けることなく植栽をすることにより、地拵えや下刈りなどの省力化、低コスト化が期待できる。

○移動式チップパー

現場において枝条等を粉碎し、チップ化ができる機械であり、移動ができることから、運搬と処理のコストが抑えられる。

○意欲と能力のある林業経営体

高い生産性や収益性を有し、雇用管理の改善など、育成経営体の登録基準よりも厳しい一定の基準を満たした経営を行う林業経営体。「意欲と能力のある林業経営体」として登録された林業事業体は、森林経営管理法に基づき、森林所有者から経営や管理の委託を受けた市町村が再委託する林業事業体の候補となる。

○インターンシップ

就業前に企業などで「就業体験」すること。就業希望者は、適性を見極める機会となる。

○AI

(Artificial Intelligence) の略で、人工知能のこと。

計算という概念とコンピュータという道具を用いて知能を研究する科学の一分野。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術

○エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み

○FSC (FSC森林管理認証制度)

環境に配慮した一定の基準、規格等を満たす森林経営が行われている森林を国際的な非営利団体FSC (Forest Stewardship Council 森林管理協議会) が認証する制度。FSCは、独自に定めた10の原則及び70の基準に基づき森林認証を行っている。

なお、FSCの認証林から生産された木材を認証製品として流通・製品化するために必要なFSCの流通・管理部門の認証として、COC (Chain of Custody) 認証制度がある。

○FSC認証材製品登録制度

FSC森林管理認証を取得した山梨県有林から生産される木材を使用し、COC認証事業者により生産される山梨県有林FSC認証材製品（以下「認証材製品」という。）の認知度向上や需要拡大を図ることを目的としたCOC認証事業者への支援制度。

県は認証材製品のPR冊子を作成し、認証材製品の認知度向上を図る。

また、県が出展する県内外における展示会等における認証材製品の出品、商談機会を設ける等の販売促進活動を通じて需要の拡大を図る。

○LVL

LVL (Laminated Veneer Lumber : 単板積層板) とは、繊維方向を揃えた単板を積層し接着した木質材料である。構造用や造作用に使用され、厚さ2mmから4mm程度の薄板を接着剤で貼り合わせて製造する。

【か行】

○カスケード（多段階）利用

木材を建材等の資材として利用した後、ボードや紙等の利用を経て、最終段階では燃料として利用すること。

○間伐

育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて、育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。間伐を行うことにより森林の公益的機能の維持・増進を図ることができる。

○管理捕獲

増えすぎた野生鳥獣を適正な生息数とするため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき策定した第二種特定鳥獣管理計画に基づいて行う捕獲

○清里の森

八ヶ岳南麓にひろがる200haの県有林で山梨県が運営している別荘地。音楽堂、テニスコート、パークゴルフ場など、自然を活かしたレクリエーション施設のほか、食事とショッピングの店等を整備している。

県有林の高度活用として、森林の公益的機能と調和を図りながら県有林を多角的に活用することによって、地域の経済的・文化的向上への寄与、県有林経営の改善に資することを目的に昭和60年に開設した。

○クライン・ヴァルト

県有林を観光・レクリエーション利用の場として活用することで、都市と山村地域の多様な交流を促進し、地域活性化を図ることを目的に、平成29年度に制度化。

県下に12箇所ある森林文化の森等で、企業・団体の方に、記念植樹や森林レクリエーションを行うことができるエリアとしてクライン・ヴァルトを設定し、社員等の健康づくりやレクリエーションのための森林空間を活用したプログラムとともに提供している。

○経営管理権集積計画

森林経営管理法に基づき、市町村が作成する計画で、経営管理が行われていない森林において、森林所有者の同意の下、地域の状況等を踏まえ、経営管理の内容について明らかにしたもの

○県の森林環境税

本県では、平成24年4月から森林環境税を導入し、将来にわたって森林の持つ公益的機能が発揮される健全な森づくりに、広く県民一人ひとりの協力のもと取り組んでいる。

税を活用して、多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくりや木材・木質バイオマスの利用促進、社会全体で支える仕組みづくりの基本施策に基づき、荒廃した民有林の間伐をはじめとした事業を実施

○公益的機能

森林は木材の生産機能のほか、湧水や洪水を緩和し、良質な水を育む水源涵養機能、山地災害の防止機能、二酸化炭素の吸収・貯蔵や騒音防止、飛砂防止などの生活環境保全機能、レクリエーションや教育の場の提供、芸術・創造の場の提供などの保健文化機能等、多面的機能のうち、木材等の生産機能を除くものについて公益的機能としている。

○航空レーザ計測データ

航空機に取り付けたレーザ測量装置を用いて、地形や樹木の形状を計測したデータで、森林の場合、効率的に樹木の高さ、立木本数、材積等を把握することができる。

○高性能林業機械

従来のセンサーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能をもつ林業機械。主な高性能林業機械は、フェラーバンチャ、スキッダ、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ、タワーヤーダ、スイングヤーダ

○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド（CW）法」）

我が国または原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材・その製品の流通及び利用を促進することを目的として、対象となる木材等や木材関連事業者の範囲、登録制度等を定めるとともに、木材関連事業者や国が取り組むべき措置について定めた法律

○御料地

皇室の所有地

○コンテナ苗

特殊な形状の容器で栽培した根鉢付き苗のこと。育苗作業の効率化や植栽可能時期の延長、植付作業の効率化などや通常の苗（裸苗）に比べて短期間に大量に生産できる利点がある。

【さ行】

○再造林

人工林を伐採した跡地に人工造林を行うこと。

○サプライチェーン

原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスのつながり。生産や調達などに柔軟に対応することで、需要の見通しに対応した生産など、適正な生産体制を整えられる。

今回のプランにおいては、木材を供給する川上側の林業（素材生産事業者）と、川中（木材加工事業者）・川下（建築事業者）側の木材関連産業の連携により、県産木材の供給力向上や流通コストの削減を目指すこととしている。

○山地災害危険地区

集中豪雨等で山腹崩壊、土石流、地すべり等が発生する恐れのある山腹面や溪流等を、林野庁が定める調査要領に基づき調査し、地形や地質等から危険度を判定して指定した地区。

なお、荒廃の形態によって、「山腹崩壊危険地区」、「崩壊土砂流出危険地区」、「地すべり危険地区」の3種類に区分される。

○CLT

CLT（Cross Laminated Timber：直交集成板）とは、ひき板を繊維方向が直交するよう積層接着したパネルで、欧米を中心にマンションや商業施設などの壁や床として普及しており、我が国においても国産材CLTを活用した中高層建築物等の木造化による新たな木材需要の創出が期待される。

○JAS認定

Japanese Agricultural Standard の略で、日本農林規格のこと。農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく、農・林・水・畜産物及びその加工品の品質保証の規格。その規格を満たすことを証するマーク（JASマーク）を当該農林水産物などに表示できる制度

○システム販売

素材生産から加工・流通までの供給体制のもと、県有林FSC認証材を利用した製品供給を計画した者から、やまなし県有林材のブランド力の向上に寄与する製品供給計画の提案を募集し、有効性及び実現性の観点から審査・選定したものについて、提案内容の実現に要する県有林材を販売するもの。

FSC森林管理認証を取得しているやまなし県有林材を協定に基づき、安定的に認証材需要者に直接供給することにより、加工・流通の合理化を促進するとともに、認証材の有利性を生かした販売網を構築し、新たな需要拡大を図ることを目的としている。

○市町村森林整備計画

市町村が講ずる森林関連施策の方向や森林所有者等が行う伐採、造林、森林の保護等の規範とするため、地域森林整備計画対象民有林の存する市町村の長が、森林法第10条の5の規定に基づき、地域森林計画に即して、市町村別にその民有林につき、5年ごとに10年を1期として作成する計画

○主伐

利用期に達した樹木を伐採し収穫すること。間伐と異なり、伐採後、次の世代の樹木の育成を行う。

○少花粉品種

おぼな

雄花を全く着けないか、ごくわずかししか着けず、花粉飛散量の多い年でもほとんど花粉を出さない品種

○森林環境教育

子ども達をはじめ幅広い年齢層を対象に、自然観察や林業体験など森林での多様な活動等を通じて、森林・林業・環境などへの理解を深めてもらうための取り組み

○森林環境教育マニュアル

森林を活かした体験活動の取り組みを更に広めていくため、現在の情勢や支援制度等を踏まえて、令和元年度に山梨県、山梨県教育委員会、及び公益財団法人山梨県緑化推進機構が改訂した森林環境教育に取り組むための手引き書

○森林経営管理制度

平成31年4月に施行された森林経営管理法に基づく新たな制度。森林の適切な管理について森林所有者の責務を明確化するとともに、森林所有者の意向により、経営管理を市町村に委託したうえで、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に再委託し、適していない森林については、市町村が自ら管理を行う。

○森林経営計画

市町村森林整備計画に基づいて、森林所有者又は森林経営の受託者が、面的まとまりをもって、作業路網や森林の保護に関する事項も含めて作成する5年を1期とした森林経営の計画

○森林公園

森林空間を利用した森林浴、野外レクリエーション、自然体験学習等の場として提供している公園

○森林サービス産業

従来の登山やアウトドアにとどまらず、リラクゼーションや健康寿命延長などの場として森林を捉え、健康・観光・教育等の多様な分野で森林空間を活用して、都市住民や外国人等呼び込み、山村地域における新たな雇用と収入機会を生み出す新たな産業として、林野庁が提唱している。

○森林作業道

林道等の支線として特定の者が集材・運材・森林施業のために利用する道。主として林業機械（2t積み程度の小型トラックを含む）が走行可能な規格・構造を有する。

○森林情報管理システム（森林GIS）

個別に活用・管理していた森林簿の属性情報と森林計画図の地図情報をGIS（Geographic Information System）により一体的に利用できるようにしたシステム

○森林整備担い手対策基金

森林整備の担い手として林業労働に従事する者の福祉の向上、養成及び確保を図ることを目的に、平成4年1月に創設された基金

○森林セラピー

森林や森林を取り巻く環境などを総合的に活用した森林浴などのレクリエーション活動や、リハビリテーション、カウンセリングをはじめとした医療活動など、心身の健康の回復・維持・増進を図るための取り組み

○森林文化の森

地域固有の自然や歴史文化を活かした人と森林が関わり合うことのできる場所として、平成11年度から平成20年度にかけて県下12箇所の県有林内に整備を行ったもの。

中山間地域の振興や自然体験等を通じた森林環境教育の推進等を図るため、地域の自主的活動組織である「森の学校」を中心に森林体験活動等に広く活用されている。

○森林簿

地域森林計画を樹立するために必要な地況、林況等の調査を実施し、その結果を林小班ごとに示した簿冊

○スマート林業

少ない人材を「次世代の林業の担い手」として育成し、IT技術を駆使して森林管理を「可視化」することにより、安全面でもコスト面でも多角的に効率のいい経営ができる取り組み

○施業の集約化

林業事業者などが隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を受託し、一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業を行い、経費の低コスト化を図ることが可能

○素材生産事業者

立木を伐り倒して用途に合った長さの素材（丸太）を生産する事業者

【た行】

○ダイオウ（大黄）

多年生草本。タデの仲間です。冷涼地を好む薬用植物。根茎が生薬利用され、便秘解消、健胃等に効く。

○第二種特定鳥獣管理計画

生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理に関する計画

○地域森林計画

都道府県の森林関連施策の方向や市町村森林整備計画の指針とするため、森林法第5条に基づき、知事は全国森林計画に即して、森林計画区別にその森林計画区に係る民有林につき、5年ごとに10年を1期とする計画

○地域林政アドバイザー

市町村の森林・林業行政の体制支援を図るために雇用できる森林・林業に関して知識や経験を有する者

○長寿命化計画

今後、老朽化の進行が見込まれる治山・林道施設等の維持管理に係るトータルコストの縮減・平準化を図るため、施設の点検・診断結果に基づき、個別施設毎に具体的な対応方針を定めた計画

○鉄骨造

骨組に鉄骨を使用した構造建物で、S造（Steel造）ともいう。H型鋼などの鋼材を使用して、柱や梁をボルトや溶接で剛接合した軸組工法

○天然生林

主として天然力を活用することにより成立させ、維持する施業が行われている森林

○特用林産物

森林から生産される産物のうち、一般の木材以外のもの。きのこ類、樹実類、山菜類、木炭、竹など多岐に渡っている。

○トラス構造

木材・鋼材などの単材を、ピン接合で三角形に構成し、その三角形をつなぎ合わせ、組み立てた骨組。三角形を基本とするため形が安定し、外力に対する抵抗に強いという特徴があり、大空間構造（体育館、ドーム）や長い橋梁などに利用される。

○ドローン

遠隔操作または自動操縦により飛行する無人の航空機で、森林・林業分野では、山地災害調査、鳥獣害対策、森林資源調査などに活用されている。

【な行】

○ナラ枯れ

「ナラ枯れ」は、体長5mm程度の甲虫である「カシノナガキクイムシ」がナラやカシ類等の幹に侵入して、「ナラ菌」を樹体内に持ち込むことにより、樹木を集団的に枯死させる現象（ブナ科樹木萎凋病）である。

○認定事業主制度

林業労働力の確保のため、労働環境の改善につながる雇用管理や事業の合理化を一体的に図るための計画を事業主が作成し、県が認定する制度。認定された事業主は、労働力の確保に関する事業において助成を受けられることができる。

【は行】

○保安林

水源の涵養、土砂の流出防備、保健休養など特定の公共目的を達成するため、森林法に基づいて一定の制限（流木の伐採、土地の形質の変更等）が課せられている特定の森林

【ま行】

○松くい虫による被害

「松くい虫による被害」は、体長約1mmの「マツノザイセンチュウ」がマツノマダラカミキリ等に運ばれてマツ類の樹体内に侵入することにより、マツ類を枯死させる現象（マツ材線虫病）である。

○木育

市民や児童の木に対する親しみや木の文化への理解を深め、多様な関係者が連携・協力しながら、木材の良さやその利用の意義を学ぶ教育活動

○木材チップ

木材を切削した小片。木材チップの原料は、主に、素材（原木）、工場残材、林地残材、解体材・廃材（建築発生木材）の4つに分けられる。

○木質バイオマス

木材からなる再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のこと。林地残材、製材工場の端材、住宅解体材などの種類がある。

○木質バイオマス発電所

木質バイオマス発電とは、木質バイオマスを燃やしてタービンを回し発電する仕組みを指す。発電方法は、製材端材や木質チップを直接燃焼させて発電させる「蒸気タービン方式」と、木質バイオマスをガス化して燃焼させる「ガス化エンジン（ガスタービン）方式」に分かれる。

【や行】

○薬用植物

植物体またはその抽出成分を医薬として用いる植物の総称で、草本のものは薬草ともいう。薬用植物のうち、樹皮などを用いる樹木や森林の下層に生える草本は、特用林産物として扱っている。

○Yamanashi ウッド・チェンジ・ネットワーク

県が令和元年10月、県産木材の更なる利用の促進を図るため立ち上げた協議会。行政や林業・木材産業関係団体、建築設計・建設業者団体に加え、商工関係団体が参画し、民間建築物等の県産木材による木造・木質化に取り組むこととしており、産官民が連携することで、木造のイメージをチェンジ、低層非住宅・中高層建築物を木造にチェンジ、持続可能な社会へチェンジすることを目指している。

○山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例

地下水の状況及び水源地域における土地取引について、事前の届け出の義務付けにより、適正な土地利用の確保を図るため、平成24年12月に制定した条例

○山梨夏っ子きのこ

県森林総合研究所がクロアワビタケの新品種を「山梨夏っ子きのこ」と名付け（H29.8 商標登録済）、県が産地化・販路拡大に向けた取り組みを行っている。

クロアワビタケは、産地が限られていることから希少性が高く、夏場でも収穫できるとともに、アワビのような歯ごたえがあり、くせがなく、様々な料理に活用できる。

○やまなしの魅力ある森林スポット100選

地元では知られているが、全国的には広く知られていない県有林内の魅力ある森林のスポットを、「癒し」「眺望」「荘厳」「燦き」の4つのカテゴリーに区分して100箇所選定した。代表的な森林スポットと周辺の歴史・文化、温泉、グルメ等の観光施設等を組み合わせたモデルコースとともに冊子等にまとめ、首都圏等へ情報発信している。

○やまなし森づくりコミッション

森林ボランティアグループ、環境関係団体、森林・林業関係団体等と山梨県で構成する任意団体で、企業や団体、県民、学校などの森づくり活動に関する様々なサポートを行っている。

○ユネスコエコパーク

豊かな生態系を有し、地域の自然資源を活用した持続可能な経済活動を進めるモデル地域として、ユネスコによって国際的に認定された地域

【ら行】

○林業公社

森林所有者による整備が進みにくい地域において、「分収林特別措置法」に基づき、分収方式による造林または育林の促進を行うことを主な目的として設立された団体。

本県では、1965（昭和40）年9月に財団法人山梨県林業公社を設立したが、木材価格の大幅かつ継続的な下落の影響を受け、2017（平成29）年3月に解散、4月に県が承継した。

※ 分収林特別措置法：分収方式による造林及び育林を促進し、もって林業の発展と森林の有する諸機能に資することを目的に昭和33年4月15日に制定

○林業専用道

幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて森林施業の用に供する道で、普通自動車（10t積程度のトラック等）や林業用車両（大型ホイールタイプフォワード等）の輸送能力に応じた規格・構造を有するもの。

○林地開発許可制度

森林法第10条の2の規定に基づく民有林の開発行為の許可制度。1haを超える森林の開発行為が都道府県知事の許可対象となっている。森林の有する公益的機能を確保し、土地の適正な利用を図ることを目的としており、災害防止、水害防止等の点から一定の基準が達成されない場合は許可がなされない。

○林地台帳

市町村が統一的な基準に基づき、森林の土地の所有者や地番、測量の実施状況などの情報を整備した台帳

○林内路網整備計画

森林の傾斜区分や車両・架線等の作業システムに応じ林道、林業専用道及び森林作業道の整備方針を定めた本推進プランの部門実施計画

○齢級

森林の年齢を5年の幅で括ったもの。人工林は、苗木を植栽した年を1年生とし、1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級と数える。

○列状間伐

間伐作業の低コスト化を図るため、伐採・搬出を列状に間伐する方法。高性能林業機械の導入により作業効率の向上、選木作業の省力化等が図られる一方、列内に不良木や有害木が残存する恐れがある。

やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン

発行・編集 山梨県森林環境部森林環境総務課
〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1
TEL : 055-237-1111 (代表) 055-223-1634 (直通)
FAX : 055-223-1636
URL : <https://www.pref.yamanashi.jp/sinkan-som/index.html>

発行年月 令和2年 月
印 刷
